

# 高槻ワーキングニュース

令和4年10月1日からの大阪府最低賃金をお知らせします。  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。(厚生労働省)

## 大阪府最低賃金



令和4年10月1日から

時間額 **1,023**円

使用者も、労働者も、必ず確認。

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課  
TEL 06-6949-6502  
もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

大阪府最低賃金について  
詳しくは  
大阪労働局  
ホームページを  
ご覧ください。



### 最低賃金との比較方法 (計算方法) について

①時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額
②日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
③月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
④出来高給 (請負給) の場合	賃金算定期間 (賃金締切期間) に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額
①~④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額

### 最低賃金との比較時に含まない賃金の種類

- ①精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- ③臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- ④時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

## 支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

- ★ 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話、メール、訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- ★ 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- ★ 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- ★ 地方公共団体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター** へ  
TEL：0120-068-116（平日9:00～17:00 水曜日のみ18:00まで）  
e-mail：hatarakikata@sr-osaka.jp



## 支援制度2 賃金引上げを応援する様々な制度があります！

### ★ 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資等をおこない、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** へ



### ★ キャリアアップ助成金

すべて、または一部の有期契約労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター** へ



### ★ その他の賃金引上げ支援制度

#### ① 中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定以上の事業者には補助率・採択率を優遇。

詳しくは **事業再構築補助金事務局コールセンター** へ



#### ② 中小企業向け賃上げ促進税法

青色申告を提出している中小企業等個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引き上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度。

詳しくは **中小企業税制サポートセンター** へ



#### ③ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資。

詳しくは **日本政策金融公庫** へ



令和5年4月1日から

## 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

中小企業の60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

※中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

### 深夜・休日労働の取り扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

### 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有休の休暇（代替休暇）を付与することができます。

### 就業規則の変更

割増賃金の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

助成金の活用方法など、詳しくは、

割増賃金 60時間

検索

# 高槻市中小事業者物価高騰対策支援金、運送事業者物価高騰対策支援金 のお知らせ

高槻市は、原油価格・物価高騰の影響を受けながらも、事業継続に取り組む事業者の皆様を応援します！

名 称	中小事業者物価高騰対策支援金	運送事業者物価高騰対策支援金
対象者	次のすべてに該当する者 ①中小企業信用保険法第2条に規定する 中小企業者（個人事業主、NPO法人含む） ②受付開始日までに市内に事業所を有し、 事業を開始している者 ③個人事業主は「営業等」所得を有する者	次のすべてに該当する者 ①～②同左 ③道路貨物運送業を営む者
要 件	次のすべてを満たすこと ①受付開始日までに市内で事業を開始し、 支給金額以上の経費が発生していること ②受給後も事業継続の意思を有すること ③暴力団等に該当しないこと ④市が実施する他の物価高騰対策支援金を 受けないこと	次のすべてを満たすこと ①受付開始日までに市内で運送業を営むために 必要な許可または届出を行っていること ②～③同左 ④中小事業者物価高騰対策支援金を受けない こと
支給額 (1事業者 1度限り)	<b>中小法人 10万円</b> <b>個人事業主 5万円</b>	<b>基本支援 中小法人 10万円、個人 5万円</b> <b>追加支援</b> <b>トラック(普通) 4万円/台</b> <b>トラック(軽・小型) 2万円/台</b>
申請手続	①令和3年度高槻市事業者応援緊急給付金を 受給された方 11月下旬に案内及び申請書を発送します。 そちらの申請書を郵送でご提出ください。 ②①以外の方 次の(1)(2)の書類をご準備いただき、 以下の申請先まで郵送でご提出ください。 (1)申請書兼請求書（高槻市のHPからダウンロード可） (2)添付書類 ア 高槻市内に事業所を有することを 証する書類 イ 経費の発生を証する書類 ウ 通帳の写し	①令和3年度高槻市事業者応援緊急給付金を 受給された方 11月下旬に案内及び申請書を発送します。 そちらの申請書を郵送でご提出ください。 ②①以外の方 次の(1)(2)の書類をご準備いただき、 以下の申請先まで郵送でご提出ください。 (1)申請書兼請求書（高槻市のHPからダウンロード可） (2)添付書類 ア 貨物軽自動車運送事業経営届出書(控) イ 軽自動車の車検証の写しまたは 軽自動車届出済証の写し(台数分) ウ 通帳の写し
受付期間	<b>令和4年11月30日(水)～令和5年1月31日(火)17:15【必着】</b>	
申請 問合せ	〒569-0067 高槻市桃園町2-1 高槻市 街にぎわい部 産業振興課 ☎ 072-674-7411	

～次回の高槻ワーキングニュースは令和5年3月25日発行予定です～